

プロフェッショナルサービス契約書

本プロフェッショナルサービス契約書は、会社または他の団体に代わってその代表としての貴社(以下「**貴社**」または「**顧客**」といいます)と、BlackBerry Limitedまたはその関連会社(顧客の第一管轄権について下記第10条Aに定めるとおり)(以下「**BlackBerry**」といいます)との間で締結される法的契約です。以下、貴社およびBlackBerryは、総称して「**当事者たち**」、個々には「**当事者**」といいます。

本契約は、後述するように、顧客によるBlackBerryのプロフェッショナルサービス(成果物を含む)の購入と受領に適用されます。

顧客は、次のいずれかの方法で、本契約条件に同意するものとします。(i) 本契約が参照により組み込まれている注文書に同意する。(ii) プロフェッショナルサービスまたは成果物(以下で定義される)の提供を承諾する。または、(iii) 該当する場合、「同意」または「同意する」ボタンをクリックする。

顧客に代わって本契約に同意する個々人は、次の事項を表明し、保証するものとします。(i) 顧客を本契約に拘束する完全な権限を有していること、(ii) 当該顧客は本契約の契約条件に拘束されること。

顧客が本契約の契約条件に同意しない場合、または自身が代表する事業体に代わって本契約の契約条件に同意する権限を持たない場合は、サービスまたは成果物(以下で定義される)を使用しないでください。

1. 適用範囲 本契約は、これらの条件を参照により組み入れた、(BlackBerryに直接的にまたはBlackBerryの認定再販業者を通じて間接的に発行された)該当する注文書(以下「**注文書**」といいます)に定められているプロフェッショナルサービスのBlackBerryによる実施に適用されます。明確にするために、BlackBerryによるテクニカルサポートの提供は、本契約の範囲外であり、[〈www.blackberry.com/legal/〉](http://www.blackberry.com/legal/)で入手可能なBlackBerryソリューションライセンス契約、またはBlackBerryと顧客との間の適用可能なマスター契約に従って管理されます。

2. サービス、成果物

A. BlackBerryは、本契約の契約条件に従い、以下に示す関連プログラム文書(以下、総称して「**プログラムドキュメント**」といいます)に記載されたプロフェッショナルサービス(以下「**本件サービス**」といいます)および成果物(以下「**成果物**」といいます)を顧客に提供します。

- a. 関連するBlackBerryサービスプログラムの説明書(<<https://www.blackberry.com/us/en/support/programs/program-descriptions>に掲載されています)
- b. 注文書に記載されたサービスの詳細および条件、および／または
- c. BlackBerryから(直接またはBlackBerry認定再販業者を通じて)顧客に提供された注文に関する作業明細書

B. BlackBerryは、顧客が、BlackBerry(または該当する場合は、その認定再販業者)に支払う料金を支払うと同時に、顧客に対し、成果物(システムのヘルスチェックレポート、サイバーセキュリティレポート、移行計画などの概要またはレポートを含む)を、顧客の内部および非競争的ビジネス目的のみで複製および使用する(適用可能な場合)、世界規模で、永続的、非独占的、譲渡不能、ロイヤリティーフリーのライセンスを付与します。ただし、本契約の他のいかなる規定にもかかわらず、成果物(本件サービスの提供に関連して構成またはインストールされている製品を含む)の一部として提供されるソフトウェア成果物、ツールまたは他のBlackBerry製品は、BlackBerryソリューションライセンス契約(<www.blackberry.com/legal/〉)または顧客とBlackBerryとの間で締結された他の該当するマスターライセンス契約においてBlackBerryから顧客に付与されたライセンスに従ってのみ使用できます。

C. 本件サービスおよび成果物は、受入基準や手順が、関連するプログラムドキュメントにおいて概説され、当事者たちの間で書面によって合意されない限り、引渡し時に受け入れられたものとみなされます(以下「**受入基準**」といいます)。該当する場合、顧客は、かかる受入基準に基づいて、関連する本件サービスまたは成果物を書面で拒否することができます。かかる拒否には、重大な欠陥の申し立てに関する十分な詳細が含まれていなければなりません。当事者たち双方が書面によって受入基準に合意した場合、顧客は、関連する本件サービスおよび／または成果物の提供から3営業日以内(以下「**受入期間**」といいます)に、本件サービスおよび／または成果物を検査し、BlackBerryに拒否通知を書面で送付するものとします。かかる書面による通知がない場合、かかる本件サービスおよび／または成果物は、受入期間の終了時に受け入れられたものとみなされます。本件サービスおよび／または成果物が実質的に適合していない場合、BlackBerryは、正当に拒否された本件サービスおよび／または成果物を自らの費用負担で適合させるものとします。受入基準を満たしていない本件サービスおよび／または成果物を引き渡した場合の顧客による唯一かつ排他的な救済策は、次のとおりです。1) 適合する本件サービスおよび／または成果物を再引渡すこと、2) 再引渡しが不可能な場合は、本件サービスおよび／または成果物の不適合部分に適用される料金の比例払い戻しを行うこと。

D. 顧客とBlackBerryとの間に別段の合意がない限り、すべての本件サービスと成果物はリモートで提供されます。

E. 顧客は、BlackBerryが提供する変更依頼書を提出することにより、プログラムドキュメントの変更を依頼することができます。BlackBerryは、かかる変更依頼書を受領した時点で、かかる依頼の影響を評価するものとします。変更が実行される前に、BlackBerryと顧客双方が書面で承諾しない限り、かかる依頼は受け入れられないものとし、追加料金や範囲の変更は適用されないものとします。

3. 顧客の義務、顧客ライセンス、実施中のデータ処理

A. 顧客の義務 顧客は、適切な要員、正確かつ完全な情報および／またはデータ、システム、必要なライセンス権(第三者のライセンス権を含む)、機器、同意、承認、対応へのアクセスを提供することにより、および／またはプログラムドキュメントで別途特定されている場合ならびに当事者たちによって企図される本件サービスおよび成果物をタイムリーに提供するために合理的に必要な場合を含め、本件サービスの実施および成果物の引渡しにおいてBlackBerryに合理的な範囲で協力することに同意するものとします。顧客は、本件サービスの実施または成果物の引渡しにおいて瑕疵があった場合、その瑕疵が、顧客(またはその要員)から生じた範囲内で、または顧客が前述のいづれかを提供できなかった場合には、BlackBerryが本契約の下で責任を負わないことに同意します。さらに、顧客は、すべてのインターネットプロトコルアドレス、および関連するコンピュータハードウェア、ネットワーク、ストレージ、入力／出力、または電子制御デバイス、または顧客が本件サービスの実施を指示するデバイスにインストールされたソフトウェアを所有するかもしくはライセンスされているインターネットサービスプロバイダーまたはWebホストによって付与された契約上の使用権を持つ個人、企業その他の法人の所有者またはライセンシーの代理として行動する権限があることを表明し、保証するものとします。顧客は、顧客による本件サービスまたは成果物の使用に関連して、BlackBerryと協力して顧客の認定代表者の身元を確認することに同意するものとします。

B. 顧客資料 「顧客資料」には、本契約に基づく本件サービス(成果物を含む)の提供に関連して、顧客(またはその代表者)が当事者たちのそれぞれの要員または関連会社を通じて間接的あるいは直接的に BlackBerry に提供するか、または BlackBerry が収集もしくは取得するデータ、コンテンツ、その他の有形もしくは無形のシステム、技術、資料が含まれるものとします。顧客は、かかる顧客資料を使用、複製、変更および適応、配布、その他の方法で利用するための、世界規模で、サプライセンス可能な、ロイヤリティーフリーの非独占的なライセンスを BlackBerry に付与します。ただし、本契約の目的上必要な場合に限るものとし、顧客はかかるライセンスを BlackBerry に付与する権利を有することを保証し、誓約します。

C. 個人データの処理 「個人データ」とは、顧客が BlackBerry に提供した情報、または本契約で企図される活動に関連して BlackBerry が収集した情報を意味し、かかる個人が居住する法域で適用されるデータ保護法では、かかる情報を「個人データ」または「個人情報」などと定義しています。顧客は、BlackBerry(および本契約に基づき BlackBerry に代わって本件サービスを実施する請負業者)が本契約および BlackBerry によって隨時修正され、この参照により本契約に組み込まれる BlackBerry の個人情報保護方針(プライバシーポリシー)に規定された目的のために、個人データの収集、集約、使用、処理、転送、保管、開示(以下、総称して「処理」または「処理すること」といいます)を行うことに同意するものとします。この個人情報保護方針の最新バージョンは、<www.blackberry.com/legal>で参照できます。顧客は、本件サービスおよび／または成果物の提供および使用に必要であり、本契約で企図されるような、顧客の従業員および／または独立請負業者の個人情報の収集を含む、かかる処理に必要なすべての同意を顧客が取得していることを、自身およびその従業員および／または独立請負業者に代わって、表明し、保証するものとします。

D. 法律の順守 顧客は、顧客に適用される輸入、輸出、データのプライバシーに関する法律および規制、顧客による本契約の承諾、ならびに顧客による本件サービスおよび成果物の受領または使用 (BlackBerryへの情報、技術、データ、個人情報の移転または提供を含むが、これらに限定されない)を含む、関連する国または法域において要求される法律、規制、届出、登録、ライセンス、承認、同意を遵守し、責任を負うことに同意するものとします。

4. 料金、請求、税金

A. 料金 顧客は、承認された費用とともに、関連する注文書で指定された料金を BlackBerry(または、該当する場合は、その認定再販業者)に支払うものとします。注文書に記載されている料金には、旅費、生活費その他の費用または税金(以下に定義される)は含まれておらず、これらについて支払われるべきものがある場合には、その金額が別途請求されるものとします。本契約に基づいて支払われるべき料金は、本契約に明示的に記載されているか書面で合意されている場合を除き、キャンセルおよび払い戻しができません。

B. 請求、支払い条件、税金 本条は、顧客が BlackBerry から直接本件サービスを購入した場合にのみ適用されます。顧客が BlackBerry 認定再販業者を通じて間接的に BlackBerry から本件サービスを購入している場合には、本条は適用されません。

(i) BlackBerry が別途認めた場合を除き、すべての支払いは、BlackBerry が使用し、顧客がそれを使用して注文書を発行した通貨で、事前に、または BlackBerry によって承認された場合は、請求書の日付から正味30日以内に、行う必要があります。適用される条件に従って顧客が BlackBerry に支払いをしなかった場合、BlackBerry は、全額支払いを受けるまで、本件サービス(成果物を含む)の提供を拒否するか、または本件サービスが開始されている場合は本件サービスを終了する権利を留保します。顧客によって期日までに支払われな

かつた金額には、支払期日から支払われるまで以下の利率で利子が付くものとします。(a) 年10%、または(b) 法律により許可されている最大限の利率のどちらか低い方。

(ii) 顧客は、請求書上の明らかな誤り(例えば、計算上の誤りや数量の誤りを含む)に基づく場合を除いて、本件サービス(成果物を含む)に対する不満などの紛争に基づいて請求書の支払いを差し控えることはできません。顧客による支払いは、妥当な期間内に、顧客が不適切または不正確であると考える請求金額について質問することを妨げるものではありません。

(iii) 顧客が本契約に基づいて支払う料金には、税金は含まれません。顧客は、源泉徴収税、料金、関税、賦課金その他の適用可能な金額を含むが、これらに限定されない、本契約に基づいて、または本契約に関連して支払うべきすべての税金(以下「**税金**」といいます)について責任を負い、支払うものとします。顧客が支払金額から任意の金額(税金を含むが、これに限定されない)を差し引くこと(以下「**源泉徴収**」といいます)を要求された場合、顧客が支払うべき金額は、かかる源泉徴収の金額だけ増額されるものとします。顧客は、本契約に基づいて、または本契約に関連して支払われるべき税金の支払いを証明するすべての公式領収書を速やかにBlackBerryに提出するものとします。

5. 機密保持

A. 本契約において、「**機密情報**」とは、(i) その形態や媒体がどのようなものであれ、開示当事者にとり専有または秘密であるあらゆる情報であって、(ii) 開示当事者もしくはその代表者から受領当事者に開示されたか、または受領当事者によって別途取得された情報であり、さらに (iii) 本件サービスの提供または成果物の提供に関連する情報(全部もしくは一部)をいいます。機密情報には、次の情報は含まれないものとします。(A) 本契約に違反した開示の結果以外に公知であったか、またはそのようになった情報、(B) 守秘義務のない情報源から受領当事者が機密保持の条件を付されずに利用可能になった情報、(C) 受領当事者がそれに関して守秘義務を負うことなくすでに知っていた情報、(D) 当該情報が受領当事者に開示されることとは無関係に、当該受領当事者によって開発された情報。

B. 責務 いずれの当事者(またはその代表者のいずれか)も、本契約の契約条件に従うことを条件として、かつ本契約の契約条件に制限されている範囲内で、本契約に基づいて提供される本件サービスおよび/または成果物の全部または一部を提供または使用するためには、合理的に必要である場合を除いて、他方の当事者の機密情報を使用または複製してはなりません。本契約において特別に許可されている場合または書面による事前の明示的な許可がある場合を除き、当事者たちは、本契約の履行に必要な場合を除いて、他方の当事者の機密情報を第三者に開示したり、閲覧を許可したり、送信したり、譲渡したり、その他の方法で利用可能にしたりしてはなりません。ただし、いずれの当事者も、本契約の履行に関与し、知る必要があり、かつ、本契約に定める義務と同程度の制限を課している守秘義務を負うその要員に対して機密情報を開示することができます。各当事者は、自らの機密の情報であって同様の性質を有するものの秘密を保持するために、少なくとも自ら使用するのと同程度の注意を払うものとしますが、いかなる場合においても、合理的な程度の注意を下回らないものとします。前述の規定にかかわらず、当事者たちは、機密情報の開示を制限するかまたは排除する命令を他方の当事者が求めることができるよう十分な通知を他方の当事者に与えるという条件で、法律上必要とされる場合はその範囲内に限り、機密情報を開示することができます。

C. 存続 本契約に定める不使用の義務および守秘義務は、本契約に基づく開示日から 5 年間存続するものとします(ただし、営業秘密については、それが営業秘密を構成する限り、本条の条件に従うものとします)。

6. すべての権利の留保 BlackBerryは、一般的なノウハウ、概念、助言、テクニック、方法論、アイデア、戦略、ドキュメント、テンプレート、営業秘密、ソフトウェアおよび/またはその他のツールなど、本契約に基づく本件サービス(成果物を含む)の提供に関連してBlackBerryが使用、開示または提供できる知的財産(以下、総称して「**BlackBerry IP**」といいます)を作成またはライセンスしています。顧客は、本契約のいかなる規定も、本契約で企図される本件サービス(成果物を含む)に類似したサービスの提供に関して、BlackBerryが他の顧客と契約を締結することを禁止すると解釈されないものとし、これにより、類似のまたは同じBlackBerry IPの使用または開示を要求される可能性があることを理解し、これに同意するものとします。BlackBerry IPに関するすべての権利、権原、権益は、本契約において明示的にライセンスされている場合を除き、BlackBerryおよびそのライセンサーに帰属します。

7. 保証、免責事項

BlackBerryは、顧客に対し、一般に受け入れられている業界標準と一致する専門職業的手法をもって本件サービスを実施することを保証します。この保証の違反について、顧客の唯一の救済策およびBlackBerryの全責任は、本件サービスの再実施となります。BlackBerryが保証されたとおりに本件サービスを再実施できない場合、顧客は欠陥のある本件サービスに対してBlackBerryに支払われた該当する本件サービスの料金を回収する権利を有します。顧客は、保証救済を受けるために、本件サービスの実施から90日以内に、前述の保証に基づく請求を本契約に従ってBlackBerryに対し書面で行う必要があります。

明示的に保証されている場合を除き、本契約に基づいて提供される本件サービスおよび成果物は、商品性、特定目的への適合性および非侵害の默示的保証および条件を含む、いかなる保証、表明または条件もなしに「現状有姿の状態」で提供されます。本契約に定めるいかなる規定も、(i) いかなる成果物の操作も中断されず、またはエラーが発生せず、もしくはエラーは修正されること。または、適用できプロフェッショナルサービス契約書(グローバルバージョン)

る場合には、(ii) 本件サービスまたは成果物は、顧客の脆弱性または必要な是正措置の包括的または徹底的な評価を提供すること、を意味するものではありません。BlackBerry、その代表者、その他による他の書面または口頭の声明は、BlackBerryの保証を構成しません。

8. 賠償責任の限定

次の事項は、適用法で認められる最大限まで適用されます。

A. BlackBerryは、いかなる場合でも、いかなる (i) 間接的、経済的、特別、偶発的、結果的、懲罰的損害にも、また、いかなる (ii) 利益、収益または利潤の逸失、データの消失または破損、データの送信または受信の遅延または失敗、業務の中止、予想される節約の実現および代替ソフトウェアまたは本件サービス(成果物を含む)のコストの認識の失敗に関する損害にも、責任を負いません。

B. 本契約の別段の定めにかかわらず、いかなる場合でも、本契約に起因または関連して生じたあらゆる種類の損害、損失、費用についての顧客(およびその関連会社、役員、取締役、従業員)に対するBlackBerryの累積責任は、該当する注文書に基づいて提供された本件サービス(成果物を含む)について顧客(またはその認定再販業者)からBlackBerryが受領した金額を超えないものとします。この損害賠償責任の限度額は、BlackBerryの潜在的な総責任の合計額であり、どんなに多くの賠償請求、反訴、訴訟原因、訴訟、要求の主張があろうとも、これを超えないものとします。

C. 本契約に定める制限、除外および免責事項は、(i) 訴訟、請求または要求が、保証または条件の違反、契約の違反、不法行為(過失を含む)、厳格責任、法定責任その他の責任の理論から発生するかどうかにかかわらず、(ii) かかる損害が合理的に予見可能であるかどうか、またはその可能性がBlackBerryに開示されているかどうかにかかわらず、さらに (iii) BlackBerryだけでなく、その関連会社、継承人、サプライヤー、役員、取締役、従業員にも適用されます。

9. 契約期間、契約の終了、存続

A. 契約期間 本契約は、参照により本契約を組み込む注文書の発効日に開始し、本契約の条件に従って終了するか、または第 10 条 (G) に従って新たなものしくは修正された契約に差し替えられない限り、引き続き効力を有するものとします。

B. 契約の終了 一方の当事者は、以下の事由が生じた場合、他方の当事者に対する書面による通知により、本契約を解除するか、または適用可能なプログラムドキュメントに従って本件サービスの全部もしくは一部を終了することができます。

i) 違反当事者が本契約に基づく義務の履行において重大な違反を行った場合であって、非違反当事者が書面による通知を提出した後 30 历日の間、違反当事者によって治癒されないままであるときは、直ちに、または

ii) 他方の当事者が支払不能もしくは破産であると判断された場合、または破産に関する法律の下での救済、再編もしくは和議を求めている当該当事者によるまたは当該当事者に対する訴訟手続きの開始時、または債権者の利益のための譲渡時、または本件サービスに関する当該当事者の財産もしくは資産のいずれかに関する財産保全管財人、清算人もしくは管財人の任命時、または当該当事者の事業の清算、解散もしくは整理の場合は、直ちに、

iii) 他方の当事者に対する 90 日前の書面による通知があつた場合。ただし、一方の当事者が本契約を終了させた時点でまだ有効な注文書が存在する限り、当該注文書は、本契約が終了していないかのように、引き続き本契約に準拠するものとします。

C. 違反／契約の終了の効果、存続 顧客が本契約に違反した場合、BlackBerry は、本契約または法律で規定されている他のすべての権利および救済に加えて、本件サービスの提供を停止することができます。本契約の他のいかなる規定にもかかわらず、顧客の支払い義務、および本契約の第 2 条 B、第 3 条 D、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条 C、第 10 条の規定は、理由の如何を問わず、本契約の終了または満了後も存続します。

10. 総則

A. 準拠法、紛争解決 本契約の準拠法、紛争解決および裁判地は、以下のとおりとします。

i) 適用法と裁判管轄 本契約は、抵触法の規定および国際物品売買契約に関する国際連合条約を除き、以下に定める法律(以下「準拠法」といいます)に準拠し、これに従って解釈されるものとします。本契約に明示的に規定されている場合を除き、各当事者は、裁判地、不便宜法廷地(フォーラム・ノン・コンビニエンス)その他これに類する事由を理由として、以下に指定する裁判所の専属的裁判管轄に取消不能で同意し、服従し、かつ、これに対する異議を放棄し、かつ、郵便または適用法により認められているその他の方法による文書送達に取消不能で同意します。顧客の主たる住所:

a) カナダ、カリブ海諸国、南アメリカ、または以下の (b) から (d) までに記載されていないその他の地域または国:(A) 「**BlackBerry**」とは、BlackBerry Limited を意味し、(B) 本契約の準拠法は、カナダのオンタリオ州の法律であり、カナダ、オンタリオ州トロント市の裁判所が、専属管轄権を有するものとします。

b) 米国:(A) 「**BlackBerry**」とは、BlackBerry Corporation を意味し、(B) 本契約の準拠法は、カリフォルニア州の法律であり、第 10 条 (A)(ii)(a) の紛争解決手続きに従うことを条件として、米国カリフォルニア州サンフランシスコ郡の裁判所が、管轄権を有するものとします。

c) 欧州、ロシア連邦、中東またはアフリカ:(A) 「**BlackBerry**」とは、BlackBerry UK Limited を意味し、(B) 本契約の準拠法は、英国法であり、英国ロンドン市の裁判所が、専属管轄権を有するものとします。

d) アジア太平洋地域(パキスタン、カザフスタンを含む):(A) 「**BlackBerry**」とは、BlackBerry Singapore Pte. Limited を意味し、(B) 本契約の準拠法はシンガポール共和国の法律で、シンガポール共和国の裁判所が、専属管轄権を有するものとします。

ii) 紛争解決

a) BlackBerry Corporation が関与する本契約に起因または関連して生じたすべての紛争、請求、紛議(以下、総称して「**クレーム**」といいます)は、本契約に関連する範囲、適用可能性または裁定プロセスの決定を含め、米国カリフォルニア州サンフランシスコ郡の拘束力のある仲裁に付託され、決定されます。仲裁は、その包括的仲裁規則および手続きに従って、JAMS によって執行されます。500 万米ドル(\$5,000,000)以下のクレームについては、仲裁は、JAMS の簡易仲裁規則および手続きに従って実施されるものとします。JAMS により裁定された判断は、管轄権を有する裁判所において、執行判決を得ることができます。

b) BlackBerry Limited、BlackBerry UK Limited、BlackBerry Singapore Pte. Limited が関与する本契約に起因または関連するすべての紛争、請求、紛議に関して、当事者たちは、本契約に起因または関連して生じた訴訟または司法手続きに関する陪審審理を受ける権利を放棄します。

B. 可分性 本契約の条、項、規定もしくは文またはその一部(以下「**本契約部分**」といいます)がある法域において管轄区域の管轄官庁によって違法、無効または執行不可能と判断される範囲内で、当該本契約部分に対するかかる判断は、(i) 本契約の残りの本契約部分の合法性、有効性もしくは執行可能性、または (ii) 他の法域における当該本契約部分の合法性、有効性もしくは執行可能性に影響を与えるものではなく、また、当該本契約部分は、本契約を有効かつ執行可能なものとするために必要な範囲内で、可能であれば制限され、かつ、必要であれば、その後に限り分割されます。

C. 輸出 顧客は、本件サービスおよび/または成果物に暗号化技術、データまたは情報が含まれる可能性があり、米国およびカナダの輸出規制および経済制裁に関する法令を含むがこれらに限定されない関連する政府当局の法律および規制に準拠する場合を除き、本件サービスおよび/または成果物を受領、輸出、輸入、使用、移転、アクセスまたは再輸出してはならないことに同意するものとします。顧客は、(i) 顧客ならびに顧客の従業員および/または独立請負業者が、適用法に基づき、本件サービスおよび成果物を受領、使用、および/またはそれにアクセスする資格があること表明し、誓約するものとします。また (ii) 顧客は、顧客による本件サービスおよび/または成果物の受領、使用および/またはそれへのアクセス、または顧客の従業員および/または独立請負業者による本件サービスおよび/または成果物の受領、使用および/またはそれへのアクセスが、本条の制限に従っていることを確認するものとします。

D. 不可抗力 BlackBerryは、サプライヤーのストライキ、ロックアウトおよび労働争議、第三者行為、戦争、暴動、騒乱、テロ行為、悪意による損害、本契約の開始の日付には施行されていない法律または政府の命令、規則、規制もしくは指示の順守、事故、火災、洪水、または悪天候の状況などを含むがこれらに限定されないその合理的な制御の及ばない状況(以下「**不可抗力の事態**」といいます)が原因で本契約に基づく義務の不履行または履行遅延が生じた場合は、その責任を負いません。BlackBerryは、不可抗力の事態が発生した場合、顧客に迅速に(十分な詳細を含む)通知を行うことに同意します。不可抗力の事態が30営業日を超えて継続する場合、BlackBerryは、顧客に対して責任を負わずに、終了する権利を有するものとします。

E. 通知 本契約に基づいて必要とされる、または許可される通知、依頼、要求その他の通信は、書面によるものとし、手渡しまたは書留郵便または宅配便で送達され、受領日から有効となるものとし、送付先住所は次のとおりとします。送付先が貴社の場合は、貴社が BlackBerry に提供した請求先住所、また、送付先が BlackBerry の場合は、BlackBerry Limited (2200 University Avenue East, Waterloo, Ontario, Canada N2K 0A7, Attention: Legal Department)。一方の当事者は、本契約に基づき送付先となっている他方当事者に書面で通知することで、その住所を適宜変更することができます。さらに、BlackBerryは、貴社から BlackBerry に提供された電子メールアドレスに前述の通知その他の通信を自らの判断で配信することができます。かかる電子メールは、送信された時点で有効となり、配信されたとみなされるものとします。貴社が当該アドレスを BlackBerry に提供していない場合、または BlackBerry の判断で、通知は、[<www.blackberry.com/legal>](http://www.blackberry.com/legal)の目立つ場所に掲載された時点で適法になされたものとみなされます。

F. 英語 本契約を英語以外の言語に翻訳する場合には、英語版とその翻訳との間に意味の矛盾または相違がある範囲内で、英語版が優先します。顧客の主たる住所がケベック州にある場合、本契約およびすべての関連する文書は英語で作成するのが当事者たちの明確な意思です。C'est la volonté expresse des Parties que la présente convention ainsi que les documents qui s'y rattachent soient rédigés en anglais.

G. 完全合意／変更 「本契約(書)」とは、プログラムドキュメントおよび参照により本契約に組み入れられたその他のあらゆる条件と共に、本契約条件を意味します。当事者たちは、本契約書を締結するに当たり、口頭か書面か、担保かその他の方法か(以下、総称して「契約前の声明」といいます)にかかわらず、事前のまたは同時に行われたいかなる通信、表明、保証、条件、または合意にも依拠していないことを確認し、合意するものとします。したがって、当事者たちの間の本契約書は、当事者たちの間の完全な合意を構成するものです。本契約書は、署名され返送された場合でも、顧客が発行した発注書、注文関連文書、承諾書、確認書その他の文書の印字済みの条件またはその他の矛盾する条件または追加の条件に優先します。本契約は、当事者たちが作成した書面による合意によって修正することができます。さらに、BlackBerryは、本契約書を修正または差し替えする権利を留保します。ただし、かかる修正または新規の契約書は、当該契約書が`<www.blackberry.com/legal>`に掲載された日以降の注文書にのみ適用されます。顧客は、注文書発行時に適用される本契約書のバージョンを確認するために、定期的にサイトにアクセスする必要があります。本契約書は、本契約書の主題に関する、口頭か書面か、担保かその他の方法かにかかわらず、当事者たちの間の事前のまたは同時に行われた通信、表明、保証、条件、または合意に取って代わるものとします。当事者たちは、当事者たちが、(i) かかる契約前の声明が取り下げられ、かつ、それが作成されなかった旨の効力を有するものとして取り扱うこと、および、(ii) かかる契約前の声明に関しては、いかなる権利も救済も有していないことを確認し、合意するものとします。本条のいかなる規定も、不正行為に対する責任を制限または排除するものではありません。本契約書とプログラムドキュメントの間に矛盾がある場合、本契約の条件が適用されます。ただし、かかる矛盾が本件サービスまたは成果物の範囲に該当するものである場合には、プログラムドキュメントが優先されます。

H. 第三者受益者 本契約の規定は、顧客およびBlackBerryの利益のためのものであり、BlackBerryの関連会社を除き、法令またはその他に基づくか否かにかかわらず、他の個人または団体のためのものではありません。

I. 譲渡と下請 BlackBerryは、顧客に通知をした上で、本契約を譲渡することができます。顧客は、本契約の全部または一部を、法の運用その他にかかわらず、BlackBerryによる書面での事前同意がない限り、譲渡してはいけません。また、本条項に違反する譲渡は無効で何の効力も持たないものとします。BlackBerryは、本契約に基づく自らの義務を直接履行することも、自らの義務の一部または全部を関連会社、請負業者、下請業者、サービスプロバイダーに履行させることもできます。ただし、BlackBerryは、かかる要員の履行および本契約に基づくBlackBerryの義務の順守について責任を負うものとします。

J. 権利放棄の不存在 本契約に基づく権利のいずれかの当事者による放棄は、かかる当事者が署名した書面によるものでなければならず、また、権利放棄は、かかる権利または本契約に基づくその他の権利のその後のまたは継続的な放棄を構成しないものとします。

K. マーケティングとプロモーション BlackBerryは、マーケティングおよびコミュニケーションの取り組みにおいて、顧客のリストを作成したり、顧客に言及したりすることができます。顧客は、BlackBerryが、かかる目的のために、世界中の顧客の名前とロゴを無料で使用できることに同意するものとします。さらに、適用されるプライバシー法およびBlackBerryの個人情報保護方針に従って、顧客は、マーケティングまたはプロモーションの目的で、BlackBerryが顧客の要員に連絡することに明示的に同意するものとします。

L. フィードバック BlackBerryは、自社の製品またはサービスに対する(例えば、それらの有用性、信頼性または性能に関する)問題点、改善点、提案、コメント、その他の変更点の特定(以下「フィードバック」といいます)を歓迎します。顧客(またはその代表者)からBlackBerryに提供されたフィードバックはすべて、BlackBerryが所有するものとします。

M. 勧誘禁止 顧客は、本件サービス(成果物を含む)の完了後1年間は、本契約に基づいて業務を実施するいかなるBlackBerryの従業員も雇用するために勧誘してはなりません。